

## 令和7年第3回定例会

令和7年第3回菊池市議会定例会は、8月26日から9月25日までの31日間にわたり開催されました。

今回の議会では、令和6年度の一般会計決算認定と令和7年度の一般会計補正予算が主な議案として審議されました。

補正予算では、**6億3,451万円**を追加し、令和7年度の一般会計総額は**310億5,163万円**となりました。当初予算は市長選挙の影響で「骨格予算」として296億600万円にとどまっていたため、今回の補正で事業が本格的に動き出す形となります。

歳出の主な内容は、8月の大雨による災害復旧費と**財政調整基金**への積立です。特に基金への積立は**3億3,000万円**と大きく、これにより基金残高は**74億5,500万円**に達しました。

☞ 財政調整基金は、家庭でいえば「預貯金」にあたります。ただし、残高が多ければよいというものではなく、どんな目的で積み立て、市民生活にどう役立つかが大切です。

財政は少し分かりづらい分野ですが、私が責任を持って調べ、市民の皆さんに分かりやすくお伝えしていきます。次回の一般質問でも財政について取り上げる予定です。

### ☆校舎改修 想定外の出費☆

菊池南中学校の長寿命化改良工事で、想定外の追加費用が発生し、契約額は当初より約**1億2,000万円**増の、**16億1,885万円**となりました。

所管委員会で理由を質（ただ）したところ、工事開始後に外壁や内壁の劣化が判明したこと、さらに見積時に想定されていなかったアスベストの撤去費用が発生したことが原因とされています。

私は、築40年の校舎（建物）であれば、劣化やアスベストの存在は事前に想定できたはずであり、見積りが甘かったと指摘しました。

今後は、こうした想定外を繰り返さないよう、より精度の高い事前調査と、正確な見積りを行うよう求めました。

### 草刈り機も来ず！情報も来ず！

令和6年度当初予算で、市は「大型乗用草刈り機の故障」を理由に700万円を計上しました。ところが、5月と7月の草刈り時には新しい機材はなく、古い草刈り機が動いているばかり.... まるで「幻の草刈り機」です。

私は1年前の一般質問前に情報公開請求を行いました。市は「現在3回目の入札中」として、一部を不開示としました。これを不服として審査会に訴えた結果、「**不開示の理由に不備あり**」として、市の処分は取り消され、全開示となりました。

つまり、市の誤りを公的に認めさせた、いわば「**10割勝訴**」です。問題は「草刈り機が来なかった」こと以上に、「**情報が来なかった**」ことにあります。

市民の税金の使い道は、市民が当然知るべきことです。

説明責任を軽んじる姿勢は看過できません。これからも市民に代わって情報を引き出すため、しっかりと取組んでまいります。



### 議会の覚悟を問う！

議員定数を**20人**から**18人**に削減する提案に、私は賛成の立場で討論しました。

これは、単なる人数の話ではありません。市民の信頼を取り戻すために、議会が本気で自らの姿勢を問いただすかどうか、その覚悟を問うものです。

定数削減は、議会を弱めるものではなく、むしろ一人ひとりの責任を重くし、市民にもっと近づくための再スタートだと考えています。議会の質を決めるのは数ではなく、市民の声をどれだけ拾えるかです。

市民アンケートでも、**6割**を超える方が定数削減に賛成と答えています。その声はどう応えるのか、議会は試されています。

結果は、**賛成7、反対11**で**否決**。市民の声を力に変えられなかったのは、悔しく残念でなりません。それでも私は、市民の皆さんの期待に応える議会を作るため、これからも覚悟をもって挑み続けます。

# 市政通信

菊池市政に民間企業での経験と、市議会議員としての7年間の経験で  
意思決定・政策のチェックの場に、培った視点を活かします

令和7年9月議会 vol.20

## 福島ひでのり

この活動通信が皆さまのお手元に届くころには、暑さも少し落ち着いていることと思います。今年の夏は、例年にも増して厳しい暑さが続きました。（毎年そう感じている気もしますが...）。

また、8月10日・11日には県内各地で大雨による被害が発生し、自然の力の前に改めて身の引き締まる思いをいたしました。幸い菊池市では大きな被害は確認されませんでした。被害に遭われた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。



### お詫びとご報告！



これまで毎議会終了後に「活動通信」を発行してまいりましたが、昨年11月に大腸がん（直腸下部）が見つかり、12月に手術を受けることとなりました。そのため、令和6年12月議会、令和7年3月、6月議会の通信をお届けできなかったことを、心よりお詫び申し上げます。

手術前は「ステージ4の可能性もある」と告げられましたが、退院後の病理検査では転移は一切なく、診断は「ステージ1」治療も不要との結果でした。4か月間装着していた人工肛門も5月に外れ、現在は定期検査を受けながらも元気に過ごしております。ありがたいことに、転移も確認されておられません。

今はむしろ以前より健康を実感しております。これからも年1回の検査を受けつつ、現場主義で、ますます精力的に活動して参ります。

福島ひでのり.com



もしくは、右のQRコードを読み取って、ホームページやLineにアクセスしてください。

連絡先

〒861-1357 熊本県菊池市七城町高田 640-1

TEL：090-5288-2466（携帯）

e-mail：kenfuku2001@yahoo.co.jp

発行者：菊池市議会議員 福島英徳

# 市民の声を市政に活かす、一般質問

## 教職員による盗撮行為を未然に防ぐために

子どもたちの安全・安心を守る取組みについて

### はじめに

私は今回の一般質問で、教育現場における「盗撮問題」を取り上げました。全国的に、教職員による盗撮事件が後を絶たず、被害を受けた児童生徒や保護者の心に大きな傷を残しています。複数教員が盗撮画像を共有するという悪質な事例も報告されており、教育現場全体に対する信頼を揺るがしかねない危機的状況です。

本市においても「事例がないから安心」では済まされません。発覚していないだけで潜在的なリスクがあるかもしれない。この危機感をもって質問を行いました。

### 【質問】 過去5年間の不祥事は？

**福島：**まず、本市の学校において過去5年間に、教職員による盗撮等の不祥事があったのか。ある場合は件数・概要と、教育委員会の対応を伺います。

**教育部長：**過去5年間に、教職員による学校内での盗撮行為の報告は受けていません。

**福島：**報告がないからといって対策が不要とは言えません。盗撮は極めて秘匿性が高く、発覚しにくい。潜在的リスクをどう認識し、どのような監視・抑止策を講じているのかを、お聞かせください。

**教育部長：**菊池市では全国に先駆け、条例で「児童生徒性暴力等対策協議会」を設置し、防止環境の整備を進めています。また児童生徒に対しては「性に関する授業」を通じて注意喚起も行っています。

### 【質問】 私物スマートフォンの持込み禁止を

**福島：**盗撮防止の観点から、教室内への私物スマートフォンの持込みを原則禁止すべきです。教室は子どもが最も無防備になる空間であり、そこにカメラ付き私物機器を持ち込むこと自体がリスクです。教育委員会として、ガイドラインを整備すべきではないでしょうか。

**教育部長：**教職員の私物スマートフォンの教室持込みは原則禁止としています。ただし、養護教諭や特別支援学級担任など緊急時に必要な場合に限り、校長の許可のもと厳密に管理しています。また、ICT機器の利用に関しても、不祥事防止研修を行っています。

**福島：**学校ごとに判断しているようですが、これは市全体で統一すべきではないでしょうか。教育委員会が明確にガイドラインを示し、市内全校で徹底すべきです。

**教育部長：**教育委員会からの不祥事防止制約の中で、スマホの厳格な取り扱いを義務付けています。

### 【質問】 タブレット端末の安全対策

**福島：**児童生徒のタブレットにはカメラ機能が搭載されています。学習には必要ですが、盗撮や不適切利用の危険性もあります。使用ログの記録、利用制限、ルールの明確化など、安全策を講じる考えがあるのかを伺います。

**教育部長：**タブレットを含むICT機器については、正しい使い方を徹底するよう教職員には研修を行っています。

**福島：**単なる研修だけではなく、ガイドラインとして明文化し、全市で統一的に適用することが重要です。

### 【質問】 部活動や学校外でのリスク

**福島：**盗撮は教室に限りません。部活動やスポーツ大会など、児童生徒が体を大きく動かす場面も狙われやすい。教育委員会はこのリスクをどう認識し、どのように対応していますか。

**教育部長：**行事等では学校備え付けのデジタルカメラを使用することを徹底しています。大会でも、不審な撮影者があれば主催者がその場で注意するよう決められています。

### 【質問】 通報体制と周知について

**福島：**いざという時、児童生徒や保護者が安心して相談・通報ができる体制は整っていますか。通報窓口があっても、子ども自身が「通報すべきことだ」と認識できなければ意味がありません。

**教育部長：**学校や教育委員会への直接相談に加え、文部科学省・子ども家庭庁・県などが設ける電話相談やSNS相談窓口も紹介しています。カードを配布し、子どもたちがいつでも利用できる体制を整えています。

### まとめ

私は最後に、こう申し上げました。事件が起きた場合、被害に遭うのは子どもであり、責任を問われるのは教育委員会です。「事例がないから大丈夫」では信頼は得られません。今だからこそ、明確な方針と実効性のある予防策を講じることが求められています。守るべきは組織の都合ではなく、何よりも子どもたちの未来です。

本市の教育現場が子どもたちにとって「安心できる学び舎」であるために、今後も取組みを注視し、提言を続けてまいります。

